

質問回答書 (4月28日公表)

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答	
			章	節	項	目			号
例	公募設置等指針	12	第2	2	(3)	ウ	(ア)	(簡潔に記載すること)	
1	公募設置等指針別添資料3 様式5	1						様式5の作成範囲について 様式5は代表法人のみが作成するべきでしょうか。それとも、すべての参加企業（構成法人および協力法人）が作成する必要があるのでしょうか。	様式5は、代表法人のみ作成してください。
2	公募設置等指針別添資料3 様式5	1						様式5における記載内容の提出期限について 様式5に記載されている「13 公募設置等計画（様式12～様式23）」および「14 要求水準に関する誓約書（様式24）」は、6月1日までに提出が必要でしょうか。それとも7月31日の提出で問題ないでしょうか。	指針P37 第6 2(5)に記載のとおり、様式5に記載された「13 公募設置等計画（様式12～様式23）」及び「14 要求水準に関する誓約書（様式24）」は、7月31日までに提出して下さい。 また、1～12までの書類は、6月1日までに提出して下さい。
3	公募設置等指針別添資料3 様式6	1						様式6の構成法人等について 「構成法人」とは出資した企業、「協力法人」とは出資を行わない企業、という定義でよろしいでしょうか。	応募者が複数の法人等から構成される場合、代表法人以外の法人等を「構成法人等」と定義しています。 SPCなどの新たに法人を設立する場合は、新たに設立する法人から業務を直接受託又は請け負う法人も構成法人としてください。（指針P31第5章1(1)ウ） なお、代表法人及び構成法人等の業務・責任分担を記載いただく上で、いずれにも属しない法人等（以下、「協力法人」とする）を記載することは可能です。 ただし、申請書類提出後の記載内容の変更は原則として認めません。
4	公募設置等指針別添資料3 様式6	1						様式6に記載する対象について 様式6の「構成法人等」には、出資した企業のみを記載すればよいでしょうか。それとも、出資を行わない企業も記載する必要がありますでしょうか。	前問をご参照ください。
5	公募設置等指針別添資料3 様式7	1						様式7の作成者および担当について 様式7は協力法人（出資しない企業）が作成することも可能でしょうか。また、協力法人が受託等施設実績や資格等を担当する場合でも問題ないでしょうか。	作成者の制限は設けておらず、応募者の責任で作成してください。 また、代表法人及び構成法人等の受託等施設実績や資格要件で判断します。
6	公募設置等指針別添資料3 様式8、9、10	1						様式8、9、10の作成範囲について 様式8、9、10については、すべての参加企業（構成法人および協力法人）が作成する必要がありますでしょうか。	代表法人及び構成法人等について作成して提出をお願いします。
7	公募設置等指針	18	第2	3	(4)		留意事項	指針にある「森林環境譲与税の活用」について、これを踏まえた施策を提案書に盛り込んだ場合、審査における評価（加点）対象となりますでしょうか。	国産木材の活用（森林環境譲与税の活用）については、独立した評価項目としての配点は設けていません。活用の意図等を意識した具体的な提案を期待するものであり、コンセプトやデザインなどの総合的な観点から評価します。